総合制中等学校（I）

――イギリスにおけるエリート層選抜法批判と中等教育再編成の方向を主題に――

後　藤　誠　也

私がここでとりあげるテーマは，中等教育制度再編成の問題である。それは，中等教育が，各国の教育制度改革の重要な対象であった，という理由からである。各国の教育改革の目標と背景については，すでに他の個所(1)で述べておいたので，特にふれない。

ここでのテーマは，その一つの目標であった，高等教育の拡充・整備と義務教育年限の延長とに関連する。即ち，この目標によって中等教育は，一つには，高等教育進学者の母集団，一つには国民の教育水準上昇のにない手，という二つの重要な役割があたえられ，しかも，この両者を，いかに均衡のとれた形で制度的に再編成するかが，各国の教育改革を成功させるか否かの，カギともなっていたからである。ことに，高等教育進学者の母集団としての役割は，高等教育拡充の基本的前提であり，またその役割は，義務教育年限延長にともなう教育機会の拡大と，その実質的均等化を基礎として達成されると考えられていた。

私は，イギリス中等教育再編成の動向を，総合制学校の導入に視点をあわせ，教育の機会均等，能力群の選別と確保，コース分化と進路指導の問題が，総合制学校構想の中に，どのように消化されて行ったかを，論及課題にしたいと考えるのである。

1.　イギリスの中等教育制度(2)

(1) 現　　状

現行のイギリス中等教育制度が，〝万人に中等教育を〟という理想を盛りこんで完成したのは，1944年の教育法（Butler 法）によってである。この教育法が意図したものの中に，初等教育と中等教育の段階的接続と，5～15歳の初等・中等教育の義務化があった。しかし，伝統的な複線型的教育観から，政府は，〝国民全員に対し，各人の年齢，能力，適性にふさわしい学校の設置を決意〟した。中等教育はこれにより，教育目標，教育課程，水準の異なる三種のコースを，別個の学校類型にわけて設置することが原則とされた。その三種のコースとは，①大学進学準備を目標に，伝統的なアカデミックな教育課程を持つグラマー・スクール（Grammer School），②中級技術者の養成を目標とするテクニカル・スクール（Technical School），③完成教育を主目標に，実

用教科の比重を増した，実務コースとしてのモダーン・スクール（Modern School）である。

これらのコースへの進学は，初等教育最終学年（11歳時）に行なわれる，11歳試験[3]の結果で決定される。地域によって各コースの定員比率は異なるが，平均すると，試験成績最上位20％がグラマー・スクールに，次の5％がテクニカル・スクールに，残りの75％がモダーン・スクールに進学している。このことは，高等教育進学者の母集団としては，該当年齢層の20～25％が最適規模であることを示すものであった。それ以外の者は，社会的に有用な能力ではないことを意味するものでもあった。

いわゆる残り75％の教育を担当するモダーン・スクールへの教育費配分は，常にあとまわしにされ，施設・設備，教員の質なども，しばしば問題とされるほど劣っていた。[4] この中で生徒は，11歳試験の敗北感と不十分な教育環境で，義務教育を終えなければならなかった。名目上は，大学進学資格試験の受験が認められていたが，教育課程が，その目標のために編成されていないことから，ほとんどの生徒は，義務教育期間終了と同時に学校を離れてしまっていた。

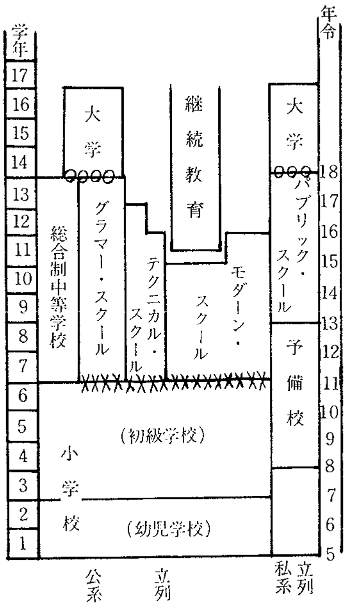

XXXXX 選抜試験
OOOO 入学資格試験

図1 学校系統図

他方，グラマー・スクールにも問題があった。その定員数は，地域の能力分布に応ずるものでなく，学校数と収容力とできめられた。地域によって，同一水準の能力でも，進学ができたりできなかったりした。グラマー・スクール進学者の質は，地域によって大きな差異がでていたのである[5]。有効な能力群としての20～25％も，その中には選抜の誤差と能力のロスとを含んでいたのである。

義務教育年限の延長は，国民の教育水準の上昇と教育機会の拡大とを目標に，1966～67学年度中等学校入学者から，実施されることになった。現行10年を11年に延長する決定が，1964年はじめになされたのである。この問題は，1944年教育法に附帯条項として，政府に義務づけられた時からの懸案であった。その後，1959年のクラウザー報告[6]，1963年のニューザム報告[7]の再勧告が出され，1964年の決定となったものである。

(2) 制度再編成への問題点――エリート層選抜に関連して――

1965年7月12日，イギリス教育科学省は，各地方教育当局あてに，中等学校の再編成に関する通達10/65を発した。これにより，イギリスの中等教育再編成は，具体的な方向が指示されることになった。この通達のねらいは，能力によるコース分化を基礎とする，現行の中等学校分離主義（separatism）を，すべて総合制（comprehensive）の方向に改革することにあった。

総合制中等学校は，すでに1940年代の終りから，いくつかの地域で実験的に設置されていた。しかし，あくまで中等学校類型としては，原則外のものであった。

中等教育再編成の直接の契機は，公立初等教育機関修了時に，将来の社会指導者層となる才能を，特定の学校類型に選抜入学させるという制度が，現実の社会発展に即応しなくなったことであった。より具体的には，現行制度が，少数者を早期に選抜して，第2エリート層を決定し，その過程の中で，階級間の教育機会の不均等を拡大・強化しているという批判と，更に，選抜方法自体妥当なものではないという批判を，背景にしたものであった。その批判の中には，改革案として，総合制学校構想が含まれていたのである。

このような批判の底には，庶民のための初歩教育とエリート層のための中等・高等教育とが，まったく別系統の教育系列として発足し，中・高等教育は主として私立教育機関，初歩教育は公教育機関として発達してきた，という歴史的条件があった。その後，20世紀初頭において，国民教育制度の拡充という目標で，両系列は制度的な単線化へと変化したが，上述の歴史的条件とそこにひそむ階級的教育観は，中等教育が公教育制度として位置づけられたあとも，ずっと温存されてきたのである(8)。イギリスの教育体系を，私立，公立の両系列から成る新複線型として維持してきたのも，こうした歴史的条件と階級的教育観であった。両系列は，義務教育入学時より，明確に区分され，学校段階区分も異なったものである。その上，私立教育系列は，パブリック・スクール（13～18歳）→オクスフォード・ケムブリッジというルートを確立し，該当年齢層の4%という少数の上流階級子弟を集め，社会の第1エリート層養成を，教育の主目標としている。この意味で，私立と公立両系列は，階級分化の機能を果してきたと言える。このような機能は，公教育系列内でも表面化していた。それは，第2エリート層の選抜と教育が，公教育の一つの役割として認識されていたからである。もちろん，社会階級が，中等教育コース分化の基準とはされていない。しかし，能力の型と水準とによって，異なる教育をあたえようという考え方が，社会階級によるコース分化を合理化していたことはたしかであった。上流階級は私立学校へ進学し，中流階級は恵まれた教育環境を背景に，グラマー・スクールに多数進学し，下層階級，労働者階級は，能力がありながらも，モダーン・スクールに進学させられる場合が多かったからである。

中等教育段階において，いくつかのコースが複線型的に用意され，個々の子どもが，その能力によって，いずれかのコースにふりわけられる方式は，ヨーロッパ型の教育制度の特色であった。このふりわけは，高等教育進学コースに，一定量の子どもを選抜することを中心に行なわれてきた。この選抜は，いわば高等教育進学者の母集団量の限定を意味していた。一度決定されたコースは固定され，コース変更は実際上不可能であった。従って，選抜試験の結果は，子どもの将来を，選抜時においてほぼ決定するという意味を持っていた。イギリスの場合も例外ではない。

ヨーロッパ諸国の教育改革，ことに中等教育の再編成は，教育機会の実質的均等の実現を目標に，単線化への志向を著しく強めてきた。科学・技術の著しい進歩と高度成長を目標とする経済と

を支えてゆくため，現代社会は，多量の，しかも良質の能力を必要としている。この面から，従来のような，高等教育進学者母集団の早期決定および量的限定は，こうした現代の要請に対し，明らかに非能率的なものになっていた。単線化への志向は，多量の能力確保のために，母集団量を拡大するものとして，必然的な適応策と言えた。中等教育において，高等教育進学者母集団の量の拡大と決定の時期を，いかに解決するかが，イギリスにおける再編成の重要な課題とされたのも，このような事情からであった。この課題解決の一接近方法が，義務教育年限の延長措置を活用することであった。つまり，より長期の共通基礎教育をあたえ，その過程で有用な能力群を発見し，高等教育進学者母集団に加えてゆくことであった。

イギリスにおいて，中等教育再編成に関する問題は，次のようなものであり，実際の再編成方向は，それらの点を考慮したものであった。即ち①選抜が初等教育修了時（11歳）に行なわれるのは，あまりに早すぎないか。②早期選抜は良質の能力の発見と育成に，阻害の条件とはならないか。③従って，高等教育への進学者母集団を決定する選抜は，子どもの能力・適性の十分な開花を待つために，多少あとに延ばすべきではないか。④国民の広い層から能力群を発見し確保するための，最善の中等学校のあり方は何かというものであった。

1964年においては，このような状況の中で，異なった二つの方向が示されていた。一つは，11歳選抜を廃止して総合制学校を導入する，という労働党の政策であり，一つは，現行制度の枠内での改善方法を考慮する，という保守党の政策であった。イギリスの教育改革に関しては，保守，労働両党とも，教育機会の拡大，義務教育年限の延長，高等教育の拡充，理工系教育の振興という４目標について，共通の理解と政策を持っていた(9)。しかし，中等教育再編成については，まったく対立した政策を持っていたのである。

保守党は，11歳ふりわけの維持を原則に，モダーン・スクールの組織を改善することで，社会的要請にこたえるのが最善である(10)とする。モダーン・スクールも，義務教育年限の延長という措置によって，大学進学コースの導入が可能となる。この改善で社会的要請にこたえうるというものである。従ってグラマー・スクールの廃止も，労働党が提唱しはじめた，パブリック・スクール等の私立学校の公教育制度への組み入れ(11)も，保守党としてはうけ入れられないものであった。

労働党は，11歳試験を含む現行制度の抜本的改革を最優先の教育政策とし，これによって，現在の階級的教育制度を，徹底的に改革しようというのである。グラマー・スクールをはじめ，選抜入学に基礎を置く学校の廃止は，教育の階級性を根絶し，教育機会の拡大を真の意味で実現するものと考えたのである。11歳試験の廃止は，その前提条件であると考えたのである。

注

(1)　川野辺敏，後藤誠也編：新しい教育への道，1965，Ⅰ新しい教育の目標

(2)　ここでイギリスという場合は，イングランドとウェールズを指し，スコットランド，北アイルランドは含まれない。同様に，ここで言う中等学校制度とは公立学校系列を指す。

(3) Eleven Plus Examination と称され，将来のエリート層選抜の手段である。
T. Burgess ; A Guide to English Schools, 1964, ＰＰ103—108
P.E. Vernon (ed.); Secondary School Selection, 1957, ＰＰ13～34

(4) Half Our Future—A report of the Central Advisory Council for Education (Newsom Report), 1963, ＰＰ10—26, ＰＰ98—108

(5) 1954年においては，各地方教育当局ごとのグラマー・スクール定員の，該当年齢層中に占める割合は，Gatesheadの９％を最低に，Westmorland の42％までの開きがあった。また，WestRidingにおいては，同一地方教育当局内でも，地域によって15～40％の開きがあった。この比率は最近まで変らず，むしろ出生数の増加で，低下しているとも言われている。
P.E. Vernon (ed.); Secondary School Selection, 1957, Ｐ17

(6) 15to18—A report of the Central Advisory Council for Education (Crowther Report), vol Ⅰ 1959, vol Ⅱ 1960

(7) Half Our Future (Newsom Report) , 1963

(8) 「後藤誠也;初等教育制度の変遷」—川野辺敏，新井郁男編：世界の初等教育，1966　私はこの中で，ヨーロッパ諸国の学校体系の変化の過程についてのモデル的な考えを出しておいた。それは，公教育制度の発展という枠組み内でのモデルであり，その中での複線的要素の残存形態である。

(9) London Times 29 April 1964

(10) 1963年のニューザム報告に示されている見解である。その見解と改善への勧告は，次の考え方に基づいている。この報告は，13～16歳の平均および平均以下の能力の生徒の教育のあるべき姿についての文相諮問に対する答申である。「これら平均以下の能力の生徒も，機会さえあたえれば，急速に発展する経済の要請にこたえてくれるであろう。イギリスは将来，産業の発展に従って，現在よりもっと大きな才能の供給を必要とする。少なくとも平均および平均以下の能力の生徒の大部分は，教育如何によって，これら才能の供給源となりうるものである。……」

(11) 労働党が1964年の選挙の公約として，「私立学校であるパブリック・スクールを，公教育制度の中に導入する方策を考慮する」という政策を一つかかげた。その後，1965年に「パブリック・スクール委員会」が発足したが，具体的組み入れ策はまだ決定されていない。

2. 11歳選抜試験——エリート層選抜法——

(1) 選抜の手続き

公立中等教育制度の再編成をめぐって問題となっている，11歳試験について少しふれておくことにする。

11歳試験は，多くの場合，初等教育最終学年で行なわれる筆記試験から成っている。試験科目は，知能検査と国語，算数の学力検査であり，その成績の合計得点の順位によって，グラマー・スクール進学者を選抜する，という手続きになっている。1944年教育法においては，初等・中等両教育段階の年齢区分を11＋歳としているのみで，原則としてのタテ割り制中等学校へのふりわけ方法については，別段の規定を行なっていない。11歳試験は，一つには，1944年以前に行なわれていた，旧制グラマー・スクール入学者に対する奨学金試験の継承であり，一つには，1944年教育法成立の基礎になった，能力・適性の型と水準に応じて，異なった教育を行なうために，それらを測似

すべきであるという方針の具体化と考えられる。

選抜の具体的方法は，各地方教育当局の自由に委ねられている。いま，一般的な選抜の過程をあげれば次のようになる。

まず選抜資料としては，前記三種の検査の合計得点による成績順位が最も重視される。この試験は，多くの場合，初等教育最終学年の二月か三月（学年末は七月）に一回のみ一日で終る。形式は筆記試験。受験者の年齢幅は10歳6ケ月から11歳5ケ月未満。地方教育当局管下の公立学校在学の当該年齢児童は，この試験に出席することが義務づけられている。欠席者には後日同様の試験が課される。試験の運営は，各地方教育当局が単位となって行なう。実際の試験実施，採点，粗点の標準化作業等は，児童の担任教師が行ない，その結果を地方教育当局に送る。そこで採点の審査と修正が加えられ，三種の検査の合計得点が算出され，その結果，成績順位表が作成される。この順位表によって，中等教育委員会の下部組織である試験委員会が，選抜にあたる。まず無条件でグラマー・スクールに進学を許可する子どもを決定する。これは，順位表に境界線を引くことによってきめられる。この境界線は通常グラマー・スクール定員数より多少少なめのところに引かれる。この境界線の順位以上は無条件である。境界線順位と定員数との差の2倍の児童は，境界児童と呼ばれ，その半数が，さらに別の資料の検討を経た上で，進学が許可される。それらの資料とは，小学校の校長から提出された，当該学年の全児童についての内申書，児童の学習ノートなどがあり，場合によっては，当該児童の在学する学校の他の児童との比較ができるような，特別の報告書の提出が，小学校長に求められたりする。また，論文テストを含む追試験が課されたり，面接が行なわれたりする場合もある。

11歳試験は本来，中等教育段階に進学する児童の要求や，知能水準，適性の型等を把握して，最も適した型の中等学校を選ばせる手段であった。しかし，知能および学力検査の成績順位を重視しすぎたことと，順位の最上位から無条件でグラマー・スクールに進学を許可してきたこととで，グラマー・スクール進学者を選抜する手段と見なされるに至ったのである。

(2) 11歳試験への批判

(a)　I．Q．——社会階級と教育の機会——

一般に，11歳試験の知能検査で，I.Q.120以上であれば，無条件でグラマー・スクールへの進学資格があるとされている。このように，エリート層選抜を，I．Q．を基礎にして行なうことの公正さ，正確さへの信頼は，C．Burt 等の心理学者の主張を背景とするものだった。(1)“知能検査は人間の生来の能力を測定するものである。生来の能力は，個人にとって固定的であり不変である。従って，測定された知能には信頼性がある。”1920年代から，旧制度の中等学校だったグラマー・スクール入学試験に，知能検査が導入されたのも，こうした考え方に基づくものだった。

11歳試験批判は，選抜の資料，方法の妥当性に関する研究からはじまったが，その過程で，I．Q．の解釈と社会的意味づけが，特に問題とされたのである。

1953年，B.Simon によって，C.Burt 等以来の，11歳生来知能測定可能説に批判がなされた。そしてそれは，I．Q．を基礎に，子どもの能力の型と水準を分類し，それに対応して異なった学校類型に分化させることへの疑義を提示したものだった。(2) 知能検査そのものは，選抜の資料として妥当性は低くないが，生来の能力を測定するものではないし，結果としてのI．Q．の性格に，考慮すべき問題点があるというものだった。

1950年代の後半になると，これに従って，いくつかの研究結果が公表された。それらをまとめると次のようになる。

①生来の潜在的能力は測定不可能である。もし，測定可能としても，一般的能力であって，個人に特有の才能・適性等は把握不可能である。

②生来の能力と学習結果としての能力とを，明確に区別，測定することは不可能である。

③学習結果としての能力も，個人をとりまく教育的環境，従って家庭の社会的・経済的条件の差により，開花・結実の程度が異なる。

④I．Q．は，生来の能力として測定されず，むしろ学習結果および練習の効果として測定される傾向が強い。従って，学習への動機づけ，学習への援助を豊富にうける中流階級に高く，それらの少ない労働者階級・下層階級に低く表現される。

⑤学力検査は，学習量，練習量の影響を，I．Q．より強くうける。

⑥学習量，練習量という要因を消去したあとでも，エリート層選抜には，社会経済的条件がからんでくる。児童の総合評価に階級的要因が持ちこまれる。

⑦ 結果として11歳試験は，恵まれた教育的環境を有する中流階級の，グラマー・スクール進学をより有利にしている。

⑧ I．Q．は階級差を拡大せずむしろ平均化の機能を持つにもかかわらず，それを含む11歳試験は，階級分化を拡大する機能を果している。選抜が，教育的条件のみの考慮からでなく，社会経済的要因を持ちこんだ上でなされているのである。

1944年教育法施行以来，労働者階級からのグラマー・スクール進学者は順調に増加してきており，その点では，労働者階級に対する教育機会は，逐次拡大の度合を高めてきたと言われてはいる。(3) しかし，まだ現行の選抜の実態は，労働者階級に比べ，中流階級に不当に有利であると見られている。知能検査が，労働者階級の能力を低く評価しがちであるという条件を除去しても，なお，中流階級に有利な選抜が行なわれているのである。Vernon 等の調査研究は，次のような例証をあげている。(4) 現行では，該当年齢層の20%がグラマー・スクールに進学可能と仮定した時，中流階級のうちの39%が，また労働者階級のうちの15%のみが，そのトップ20%の群に入ることになる。これは，I．Q．トップ 20%の中で，中流階級は，約40%を占め，労働者階級は約60%を占めることを意味する。この意味は，もし，純粋に I．Q．のみを基礎とした選抜が行なわれると，グラマー・スクール定員の60%は，労働者階級出身児童で占められるはずだということである。ま

た，中流階級と労働者階級との構成比率は20%：80%となっている。ここからは，もし労働者階級がグラマー・スクール定員の60%を占めたとしても，全体構成比からは，低く押さえられていることも言える。このような事実が，現実の選抜結果にあらわれていないのは，階級的要因が，I.Q.への影響以上に，選抜の過程に影響を及ぼしていると考えられるからである。

J.Floud によれば，グラマー・スクールの教育をうける機会の多寡は，児童の父親の社会的地位の高低に依存しているという。(5) このことは，労働者階級の子弟の多くが，グラマー・スクールへの奨励を家庭からうけていないことから，選抜試験に対する適応性の弱さを示していよう。もちろん，労働者階級の学校教育への期待と社会的上昇への意欲の弱さが，教育機会を自ら閉ざしているであろう。更に経済的条件が早期就職の強要と社会的上昇への基盤の欠如で実質的に不可能なことが，教育機会の利用に，自ら制限を加えているであろう。しかし，学校教育が，ともすれば，中流階級の行動様式と価値体系をより重視し，それに合致しているものに，高い評価をあたえる傾向の強いこともたしかである。この行動様式と価値体系に適応できない者は，従って低い評価をあたえられることになる。しかも，これが，潜在的能力とは無関係な次元で行なわれる場合が多いのである。子どもに対する教師のこうしたバイアスは，労働者階級に必然的に学習への意欲，学習の到達度を，低く押さえつけることにもなっている。この結果は，11歳試験における境界児童判定の際の内申書と，11歳試験の予備選抜段階といわれるストリーム（Stream ― 能力別編成）組織に具体的にあらわれる。選抜資料あるいは境界児童判定のための教師の内申書は，I.Q.と同程度の妥当性を持つものとされてきた。しかし，こゝに記載された評価は，前述のバイアスを含むものであった。中流階級は，態度，ふるまい，言葉づかい，服装等によって，能力以上の見かけの高い評価をあたえられがちであった。これが，境界児童の中から中流階級出身者が多く選抜される傾向を生み出すのである。ストリーム組織は，小学校後期（Junior School 7～11歳）からはじめられる能力別編成で，グラマー・スクール選抜の予備段階と言われてきた。(6) この組織は，教師による評価と国語・算数のテスト結果で形成される。この時の教師の判断に，先のバイアスが持ちこまれるのである。トップレベルのAストーリムは，11歳試験の成功を保証される性格を持っていた。しかも，一度どれかのストリームに組み入れられると，ストリーム間の移動は不可能であった。多くの場合，Aストリームには，中流階級の子弟が順次組み入れられてゆくのであった。

こうした階級差による見かけ上の評価の差と教育的環境差とが，階級による教育機会の拡大と制限とを生み出していた。もちろん地域的にみれば，その地域の階級構成の時間的変化，階級構成比の差，経済状勢の変化等が，労働者階級のグラマー・スクール進学者数を増減させていたのも事実であった。(7) しかし，こうした個々の地域の特殊性を捨象した時，一般的には，社会階級の差が，学校教育のシステムの中で，労働者階級のグラマー・スクール教育への機会に制限を加えていのたである。

教育機会の拡大は，こうした中で，単なる斉一性，同じ教育をうけることでとらえられず，個人

が持っている能力を，十分に開花できる教育を平等にあたえることの意味にとらえられてきた。現行の11歳選抜は，この意味での教育機会が，社会階級によって不平等にしかあたえられていない，と考えられてきたのである。

（b）選抜の妥当性――早期学業放棄者と能力の浪費――

上述のような研究と同時に，選抜後の追跡研究は，異なっ面から，11歳エリート選抜に対する問題点を明らかにしてきた。

いくつかの研究調査は，11歳選抜の誤差が，10～14%にものぼることを明らかにした。(8) グラマー・スクール進学者20名のうち，6～7名はグラマー・スクール教育をうけるに適切でない能力の持主であり，その反面，モダーン・スクール進学者の中の同数の者は，当然グラマー・スクールに選抜されるべきものであったことを示すといえた。

また，11歳試験の順位と，16～18歳における，大学入学資格試験であるG．C．E試験(9) 合格結果との相関を検証した調査もある。(10) グラマー・スクール入学者を順位によって3群に分けた時，11歳試験トップ群で，16～18歳時G．C．E．試験失敗者は26%にのぼり，逆に，11歳時最下位合格者群でG．C．E．試験に好結果を得た者は31%という結果になっていた。

これらの結果は，11歳時測定の能力は，年齢が進むに従って形を変え，個々の子どもの潜在的能力が開花してくることを示している。そしてまた，11歳時の能力把握は，十分な予測的妥当性を持っていないこと，11歳時エリート層選抜は早期にすぎることをも示している。

もちろん，このような学業の到達度が，階級による影響をうけていることも，見逃すことができない。せっかくグラマー・スクールに進学しても，労働者階級の子弟は，学業成績評価は低く，義務教育年限終了とともに学校を離れ，何らの資格もとらずに社会に出てゆく者が非常に多かった。(11) 義務教育終了15歳時に学業を放棄し，G．C．E．試験受験をあきらめる生徒の比率は，中流階級では当該年齢層の25%であるのに対し，熟練労働者では78%，半熟練労働者では85%，非熟練労働者では92%にものぼる。彼らは，学問的能力の欠如で成績があがらず学業を終結するのではなく，潜在的能力の発現への奨励，援助が，グラマー・スクールの中で，十分に行なわれなかったためである(12) という。これに対し一つの証拠がある。イギリス陸軍の徴兵の際に，推理，技能，計数，言語の領域を含む客観テストが行なわれた。その結果によって能力を6段階に分けた。トップ10%をI群，次の20%（最上位より10～30パーセンタイル）をII群とした時，16歳までに学業を終結した者は，I群で42%，II群では実に87%に達していた。しかも，それら16歳学業終結者の多くは労働者階級出身者であった(13) という。I群は当然大学教育をうける可能性を有する能力の持主であった。このことは，手段を講ずれば，開発されて社会のために寄与できたはずの能力を，無為に放置していたことを意味していた。将来の社会に，大きな寄与をなすべき能力を教育すべき目標を持つグラマー・スクールが，目標達成に必要な措置と教育とを，行なっていなかったと考えられるのである。労働者階級の早期学業放棄者の多くが，そのように行動したことに悔いを示していな

いことも，グラマー・スクールの中に，労働者階級出身者の要求を満たし，しかも，彼らに学業継続の魅力を感じさせるものがなかったことも，またたしかなことと考えられるのである。

グラマー・スクール教育は，第2エリート層養成を重視するあまり，進学者全員に対する能力開発が十分でなく，むしろ能力の浪費を多量化するという形で，階級淘汰の機能を果してきたといえる。

このように，中等学校の分離主義は，11歳試験で能力の第一次浪費を行ない，量を限定したグラマー・スクールにおいて，第二次の能力浪費と二重のロスを重ね，その過程で労働者階級出身者を淘汰しているものと言えよう。その意味で，イギリスの能力開発と確保は，特定社会階級のみを母集団とし，自ら，活用できるはずの能力を放置するような教育体系を保持してきたのである。この面からも，制度改革の必要があったのである。

(3) 改善への方向

以上のような研究結果や調査事実は，11歳試験とそれにともなう三課程制の中等学校のあり方に，何らかの改革を必要とするという機運を，教育行政関係者や世論の中に惹き起してゆくことになった。

Vernon 等は，彼らの研究結果のしめくくりとして，①能力の型や水準によって，子どもたちを正確にそして完全に分離することは，11歳時では不可能である。まして7歳時では論外である。それ故，子どもの能力，興味のちがいや，次第に表面化する能力，興味に見合うような，柔軟なコース分化を考慮せねばならない。②あまりに早期の，しかも厳密なコース分化を避けるためにも，学級内の個別指導，小集団指導の一層の発展を望み，多数の親たちに歓迎されるような，グラマー・スクール的な多様な中等教育コースが，拡充されることが望ましい。③現行制度を維持する場合は，コース間の移行が容易であることが必要である。④11歳時児童に対してと同時に，12歳～16歳生徒に対しても，診断的な手段として，適性・学力等を広範に開発し，結実させるための研究が必要である，等の意見を出し，(14) 中等教育改善の一方向として，総合制中等学校の設置，発展を示唆している。(15) もちろん，総合制中等学校においても，生徒の進路に対する診断と指導が必要であることを強調してはいるが。

Vernon 等の提案に見られるように，①児童の進路決定の時期としては，11歳はあまりにも早すぎる。②ただ一回の試験で，個人の将来を決定してしまうのは不当である，という点は，今日においては，教育関係者の共通の考え方になっている。それに加えて，実質的な教育の機会均等が実現されないのは，現行中等学校のあり方に起因するという考え方も，世論の中に深く浸透しはじめている。

このような状況から，各地方教育当局では，1960年代に入って各種の改善に努めようとしている。それらは次の三つの方向にまとめられよう。①現行制度は維持する。ふりわけの方法に改善を加えて選抜の妥当性を高めるようにする。②現行制度は維持する。モダーン・スクールにも大学進

学コースを設置する。③現行制度を改革し，11歳選抜試験の廃止を含む，総合制中等学校制度を採用する。

全国教育研究財団（N. F. E. R.）の1964年1月の調査に[16]よれば，現行制度改革を考慮していない　地方教育当局数は，約30%にすぎない。そのほかは，すでに総合制を実施しているか，あるいは計画中のものである。1964年はじめまでに，11歳試験を管下全域にわたって廃止しているのは，AngleseyとBradfordであったが，London が，1965年からこの仲間入りをした。全国教育研究財団では，この結果，この調査報告書の最後で次のような意味を述べている。「1960年の調査報告書には，11歳試験が廃止されるか，根本的に改革される見通しはほとんどないと述べていたが，……現在では，多くの地方教育当局が，11歳試験の必要がなくなる形での中等教育制度に改革しようとしている。今なお多くの地方教育当局は，11歳試験の存続を考えている。これらの地方教育当局の多くは，ふりわけの方法を改めること，面接のような方法や学力テストを廃止することで，小学校教育への望ましくない影響を除去しようとしている。しかし，現状では，ふりわけの方法を改善するだけでなく，ふりわけを必要としてきた教育制度そのものを，改革しようと考慮している地方教育当局が多くなってきているのである。」と。

表1.　中等教育再編成の動向（1964年）

		県　%
1	県の総数	145(100.0)
2	改革を計画中	32 (22.1)
3	すでにコンプリヘンシブ・スクールを設置している	52 (35.9)
4	コンプリヘンシブ・スクールの設置を計画	29 (20.0)
5	レスタシャ・プランをすでに採用した	8 (5.5)
6	レスタシャ・プランの採用を計画	28 (19.3)
7	コンプリヘンシブ・スクールの設置もレスタシャ・プランの採用も考えていない	42 (29.0)

（注）時事通信内外教育版，昭和39年10月30日号による

現在においては，11歳試験の廃止，ふりわけの廃止が，グラマー・スクール進学者選抜の最良の方法であり，これに基づいた中等教育制度に再編成し直すことが，教育の機会均等を実質的に実現するためにも，将来の能力開発の効率化を促進するためにも，最良の方法であることが，当然のこととして考えられるようになっているのである。

注

(1) P. E. Vernon (ed.) ; Secondary School Selection, 1957, P 42
(2) B. Simon;Intelligence Testing and the Comprehensive School, 1953
(3) D. V. Glass (ed.) ;Social Mobility in Britain, 1954
J. Floud et al.; Social Class and Educational Opportunity, 1956
B. Jackson and D. Marsden ; Education and the Working Class, 1962
(4) P. E. Vernon (ed.) ; Ibid.PP109—110
(5) D. V. Glass (ed.) ; Ibid. chapter 5 'The Educational Experience of the Adult Population as atJuly 1949' by J.Floud
(6) P. E. Vernon (ed.) ; Ibid　P42

R.Pedley ; The Comprehensive School, 1964, PP17—18

(7) F.Campbell ; Eleven Plus and All That—The Grammer School in a Changing Society, 1956
'Environment and Comprehensives' by J.Eggleston, Education 28 January 1966

(8) 15to18 (Crowther Report) , vol I, 1959, P72
P.E.Vernon (ed.) ;Ibid. PP75—76
D.A.Pigeon and A.Yates ; Admission to Grammer Schools, 1957

(9) General Certificate of Education (一般教育修了証) 試験と呼ばれる。この試験は，中等教育修了試験であると同時に大学入学資格をあたえる試験でもある。これには，上級 (Advanced—A) レベルと普通 (Ordinary—O) レベルの二種類があり，教科，科目を選択して受験する。前者は18歳時，後者は16歳時に受験するのが一般的である。大学入学のためには，合計5～6科目以上，うち2科目以上はAレベル合格であることが最低要件となっている。同時に就職資格としても高い評価をうけている。この試験が対象としているものは，トップ約20%の能力の生徒であって，程度はかなり高いと言われている。
さて，本論で好成績と表現した群は，16～18歳で，すでにG．C．E．Aレベルを最低2科目は合格しているか，Oレベルで5科目以上合格し，学業を終えた者を指し，失敗者とは，Oレベルで2科目以下しか合格しなかった者，もしくは，全然取得せずに学業を断念してしまった者を指す。

(10) Early Leaving—A report of the Central Advisory Council for Education, 1954PP18—19, Table7. P79
具体例についての検討は，R. Pedley : The Comprehensive School, 1964, PP95—108にある。

(11) 15to18 (Crowther Report) vol I Table4 P9, vol II Table la P118

(12) Early Leaving PP88—94
Crowther Report vol II PP22—33, PP134—137

(13) Crowther Report vol I PP8—9. P119

(14) P.E.Vernon (ed.) ;Ibid.P169

(15) Ibid P49

(16) 時事通信—内外教育版 第1600号 昭和39年10月30日による。

3. 総合制学校への再編成

(1) 総合制学校の発足

総合制中等学校は，1945年以後，イギリス中等学校の一類型として発足した。当初この類型は，生徒数，既存校舎の利用等の地域的条件によって，1944年教育法に示された三種の学校類型を設置することが，経済ベースに乗らない時の便法として考えられたようだ。しかし，それとは別に，この便法類型に，新しい教育実験の可能性をも含ませて，発足させようとした地域もあったのである。

現行の中等教育三本建て制度は，1926年のハドー報告(Hadow Report)の勧告に従った中等教育移行年齢11歳と，その後の1938年のスペンス報告 (Spens Report) および，1943年のノーウッド報告 (Norwood Report) の三課程制勧告に沿ってできあがったと見られている。スペンス報告は，異なった適性と異なった知能水準を持つ子どもたちのために，三種の学校類型 (accademic, technical, general) を設置することが望ましい，という意志を公表した。この考え方はノーウッ

ド報告でも再確認され，同年の教育院（文部省の前身）の教育白書に大きな影響をあたえた。[1] 白書は，中等教育の原則的学校を，三種分立の型にすべきことを提示したのである。

1945年になると労働党の内閣が組織された。この時，中等教育が，異なった目標と異なった教育期間の三種の学校類型を持ち，子どもは能力の型と水準とによって，そのいずれかにふりわけられる制度が推進されようとしていた。このような制度に対し，平等をテーゼとする社会主義政党の労働党は，必らず疑問を持ち，是正のための措置を行なうであろうと一般から期待されたのである。しかし，この制度に対し，党内でも疑問をいだく者はごく少数であった。党幹部で，この問題の重要性に気づく者はなかった。というより，問題とする必要性がないと考える者が多かったのである。11歳試験の廃止を含む中等教育の再編成が，労働党の教育政策の中にとり入れられるには，1955年の総選挙まで待たねばならなかったのである。[2] 1945年当時においては，保守，労働両党の教育政策はまだ，大改革だと言われた1944年教育法の目的実現のために，教育体制を整備してゆく方策を考慮していた，という点で共通なものであった。1945年，労働党内閣時代，文部省から出された資料（国民の学校）においても，また同年12月の通達においても，中等学校の新組織に関する政府の見解として，三本建て方式を原則とすることが主張されていたのであった。

こうした状況の中でも，1945，46年には，すでに London，WestHam，Montgomeryshire，Man 島等の一部地域には，総合制学校が発足していた。また，それより 2～3 年後になると，London の他の地域，Middlesex，Coventry，WestRiding 等の地方教育当局では，近い将来，総合制学校を設置する方針を決定していたのである。これらの地方教育当局は，教育の機会均等の実現を明確なねらいとして，総合制学校の設置を考慮するところにきていた。これらの地域は，比較的労働党の勢力の強い地域であったためでもあろうが，1944年教育法に示された中等学校のあり方に対し，早くから疑問を持っていた地域でもあった。その具体的な解決案が，総合制学校による教育となってあらわれ，実験的に採用しようという姿勢をとらせるに至ったのである。1946年以後は，保守党政府の政策によって，11歳試験の強化を含む，三本建て制度の原則が推進されようとしていた。このような状況の中で，前記の地方教育当局は，実際に総合制学校を発足させることによって，確立されてゆく三本建て制度への批判を，実証的に行なおうとしていたのである。1948年に公表された WestRiding の発展計画は，次のように述べている。[3]

“教育委員会は，……これまで諸種の報告書や文部省通達に示され，意味づけられてきたいくつかの示唆を，うけ入れることができないと判断した。たとえば11歳児童は，一般に承認されている三つの知能類型に区分し得るし，それぞれ，その知能の型に対応するグラマー，テクニカル，モダーンの三つの型の学校にふりわけられねばならない。………それらの学校のいずれかに行くべき児童数は，地方教育当局の事情によって，当局が任意にきめた比率でふりわけ決定すべきである。………11歳児童は，彼らがふりわけられるべき中等学校の型に，適切だと信じうるだけの適性を示すに足る年齢に達している。これらの点については，同意しがたいものと判断した。

このように，総合制学校は，発足の当初から，学校類型としても，設置の目標からも，1944年教

育法の精神への批判という形態を示していたということができる。WestRiding の計画にも明らかなように，総合制学校は，理論的根拠を持った11歳試験批判が公表される前から，11歳時能力判定の時期尚早，および能力を三種の学校類型に従って分類することの不可能事を認識した上で，計画されていたということができる。それ故，1950年の後半において，11歳試験批判の底に常に総合制学校のイメージがあったのだ，と言いうるのである。

(2)　総合制中等学校の教育[4]

総合制学校は，1950年代に入ると，急速にその数を増加してきた。総合制学校は，①一定の通学区から，②あらゆる能力•適性•要求を持つ11～18歳年齢層の子どもたちを，一つの学校に集めて，③それぞれの子どもたちの能力•適性•要求にかなった教育をあたえ，④それらを，個人ごとに十分な程度にまで伸ばしてやることを目標としている。従って，総合制学校進学には選抜試験はない。小学校修了者は，自動的に通学区内の総合制学校に進学するという方式になる。

11歳で総合制学校に進学した者には，多くの場合，最初の２～３年間は基礎課程として，共通な教育課程があたえられる。通常その教科目は，国語，数学，歴史，地理，芸術，科学，体育，音楽技能科（男），家庭科（女），宗教，フランス語等の外国語，場合によっては第２外国語が課せられることもある。最も能力の高い生徒群には，特別にラテン語が教育される。

Vernon 等によって批判されていたストリーム組織は，総合制学校の中でも行なわれている。しかし，その扱いは，従来の型の学校におけるより柔軟性がある。ストリーム編成の基準は，小学校在学中の学業成績に求められるが，ストリームは固定されず，最大限１年という期間をもって編成替えされてゆく。教育内容は，それぞれのストリームに適した形で，質の高低，量の多寡が多少とも加減されている。これは，それぞれの能力の生徒に最も適した内容と教授方法を採用して，それにより，個々の生徒が，自己のペースで能力を高めてゆくことを期待しているからである。

このストリーム組織の柔軟性は，セッティング（setting）の導入を可能とした。これは，教科ごとにより発揮される能力を集めて，等質的な組編成を行なう方式で，ストリームの学級単位能力別編成に対し，教科単位能力別編成である。平均以上の能力の持主を対象に，数学，外国語，国語，科学の４教科で，ストリームを科目ごとの能力別編成に変える方式である。この方式は，総合制学校のように大規模な，教員数の多い学校でより容易となる。

生徒は，年齢が進むにつれて，それぞれ個有の能力•適性を分化させ，明確に示すようになる。これら個々の生徒の要求に適した教育をあたえるために，必然的にコースを多様に用意する必要が起る。これを実現させるために２つの段階を考える。

第一段階は，13ないし14歳から16歳までの年齢段階である。ここでは，初期の基礎課程での教科，教育方法が継続されるが，教科の比重が変えられてくる。これは，発達してきた個々の生徒の特殊な才能や適性に応ずるためで，新しい技能科の科目が導入されたり，科目の組み合わせ方が少しずつ異なるコースが多様に分化し，用意される。

第二段階は16～18歳段階で，第六学年（The Sixth Form）と呼ばれる。ここでは，16歳時に取得したG．C．E．—Oレベルを基礎に，大学入学資格であるG．C．E．—Aレベル受験の準備が，やや専門化された形で行なわれる。それぞれの生徒は，自己の適性，進路の方向，大学の要求科目に応じて，そこで開設される20近い講座，科目の中から，いくつかを選択し専攻するしくみとなる。

総合制学校は，以上でわかるように，コース分化の時期をこれまでの11歳から14～15歳時まで延ばし，三本建て制度では不可能であったコース転換を，個人の特殊な能力の開花に即して行なわせようというものである。この学校類型は，R. Pedley の言うように，(5)，初等教育段階で行なわれている，あらゆる能力の子どもを集めて教育する型を，中等教育に採用したものである。これは，コース分化の時期までは，あらゆる能力の者が，同一学校で相互に刺戟しあいながら学習を続けることによって，各人の能力の開花が十分な形となることを期待しているのである。

総合制中等学校に類似した学校類型に，二課程学校（Bilateral School），多課程学校（Multilateral School）がある。これらは，同一学校内に，グラマー，テクニカル，モダーンの各コースのうち，2～3のコースを持つ学校類型である。形としては総合制学校であるが，入学時に11歳試験を基礎に，それぞれのコースへふりわけを行なっておくことが，三本建て制の原則を具現しているものである。しかし，同一学校内にいくつかのコースがあるので，コース間移行は，比較的円滑にゆく利点がある。総合制学校は，この二・多課程学校での11歳ふりわけを廃止した型とも言える。この二・多課程学校は，最近の傾向として，11歳ふりわけを廃止し，総合制学校への脱皮を行ないつつあるという。この意味で，二・多課程学校は，総合制学校の範疇に入るものと，事実上は考えられている。

1964年1月現在，総合制学校は195校で，二・多課程をあわせて264校，生徒数は約25万で中等学校生徒中に占める比率は約8.7％である。1965年1月においては，総合制学校のみで262校に増加し，該当年齢層の8.5％に増加している。(7) 従って，二・多課程学校を加えれば，クラウザー委員会が，1965年において，総合制中等学校生徒数は11％に増加するだろうと予測した数字に近いものとなろう。(8)

(3) 総合制学校の型

総合制学校と総称しているこの学校類型も，一種だけではなく，多くの型がある。総合制学校は，当初11～18歳年齢層を，同一学校内に収容して教育する型を原則型として発足した。この型の総合制学校には，相互に矛盾する性格の二つの問題があった。一つは，規模が過大になりすぎるというものであった。大学進学資格のためのG．C．E．—Aレベル教育を行なう，最適規模の第六学年（16～18歳）を設置するには，1961年当時の15歳義務教育年限終了での進学率から推算すると，総合制学校の望ましい規模は約3,000となった。義務教育年限が16歳まで引きあげられたとしても，まだ1,000～1,500を必要とすると考えられた。実際の学校規模は500～1,000が標準規模なの

で，これだけの母集団を基礎とすると，最適規模の第六学年を設置することは，経済的でないとされていた。

他の一つは，イギリス教育の伝統的な考え方として，学校規模は小さいほうがよいという問題であった。校長が，児童，生徒のすべてを個人的に熟知しうる程度を，学校運営上の最適規模としていたのである。総合制学校は，1,000人前後の生徒数を収容することで，この考え方を根本的にくずすものと考えられたのである。第六学年の最適規模を中心に，総合制学校の型と規模を考えるか，学校運営上から，第六学年の母集団の規模を中心に考えるかで，総合制学校のあり方が異なってくると考えられたのである。

この二つの矛盾する問題点を，両者の長所をとり入れながら，妥協的に解決する方策として，二段階接続方式（two-tier system）が生れてきた。この二段階接続方式は，段階移行年齢を何歳にするかで異なった型を示すようになった。

このように，地方教育当局の実情に応じ，また問題解決の必要性に即して，いくつかの変型が生まれていた。1965年現在においては，次のような７型があると言われている。(9)

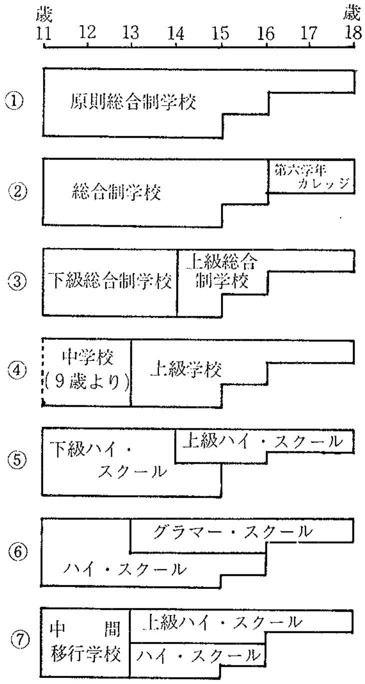

（注）番号は本文説明と同じものである。

図2　総合制中等学校の類型（1965年）

①11～18歳生徒を，同一学校内に収容し，教育を行なう原則的な総合制学校。この型が最も多い。

②11～16歳の総合制学校と，それに続く16～18歳の第六学年（Junior College または Sixth-formCollege――進学は無試験）という二段階接続方式。1954年にはじめて Croydon で実験が行なわれた型で Croydon 方式あるいは end-on type とも呼ばれる。この型は，Stoke-on-Trent，Darlington，Luton 等で採用されている。

③11～13または14歳の下級総合制学校と，それに続く13または14歳～18歳の上級総合制学校という二段階方式。Devon の Kingsbridge で採用されている。この方式は，総合制を目的とした学校を新設することなく，既存の学校を活用することができるという利点から，多くの地方教育当局に支持されている型である。

④1964年から，West Riding で採用された三段階方式。(10) これは，初等教育，中等教育を一貫して次のような三段階とし，それぞれを総合制方式とする型。即ち，5～9歳を小学校，9～13歳を中学校（Middle School），13～18歳を総合制学校とする。これは，初等教育から中等教育への移行年齢を11歳とする従来の法律が1964年に修正され，施行された結果考案された型である。

⑤下級ハイ・スクール（11～15歳）と上級ハイ・スクール（13または14～18歳）との接続並列型。最初すべての小学校修了者は，下級ハイ・スクールに進学する。そこで2～3年間の学業を続ける。一部の生徒は，ここで義務教育年限終了まで更に学業を続ける。両親および生徒自身が，少なくとも16歳までは，学業を継続したいと希望

意志を表明した場合は，上級ハイ・スクール（グラマー・スクールとも呼ばれる）に移行する。この移行に際しては試験は行なわれない。この型は，1957年にはじめて Leicestershire に採用されたので，Leicestershire 方式とも呼ばれる。しかし，義務教育年限が16歳まで引きあげられると，修正されねばならない型であると言われている。

⑥ハイ・スクール（11～16歳）とグラマー・スクール（13～18歳）の二本建て方式。すべての小学校修了者は，2年間ハイ・スクールで学業をうける。両親の希望があるか，教師のすすめによるかして，第六学年に進学を希望することにした生徒は，13歳でグラマー・スクールに移行する。もちろんハイ・スクールに残る者も，16歳時に，G.C.E. ―O レベルあるいはC. S. E. (11) を受験することができる。また，意志があれば，16歳時において，グラマー・スクールに移行する機会もあたえられる。

これらは，1965年から，Corly (Nothants)，Wakefield，EastBristol で行なわれている型である。

⑦11～13歳の中間移行学校（Intermediate School）と，それに続くハイ・スクール（13～16歳），上級ハイ・スクール（13～18歳）の，二段階後期並列方式。この型は，Bradford で採用されている型である。

以上は，R.Pedley の指摘による類型であるが，彼が，⑤⑥⑦の類型に対して，上級ハイ・スクール等への任意移行制が，労働者階級の子弟より，中流階級の子弟に，より多くの機会を得させることになるのは明らかなことであろう，と批判しているように，⑤⑥⑦は，真の意味での総合制学校のあり方ではないと考えられる。11歳時の選抜ふりわけは廃止され，両親，生徒の希望を基礎に置いた任意移行制ではあるが，グラマー・コース的な型とモダーン・コース的な型とが分離する形をとっていることで，なお，分離主義的な考え方がぬぐい去られていない。なおまた，初等教育の改善を審議中のプラウデン委員会 (the Plowden Council)(12) が，小学校教育を12歳あるいは13歳まで延長するとの勧告を出す見通しが強いので，そうなった時，これらは，また，現行制度のモダーン・スクールとグラマー・スクールに逆もどりする可能性も考えられる。そうならないとしても，13または14歳上級ハイ・スクール等への移行方式は，前期中等教育期間があまりにも短かくなりすぎる。また，G. C. E. ―Oレベルや C. S. E. 受験までの期間も短かくなりすぎる。R. Pedley は，プラウデン委員会の勧告は何であれ，中等教育への移行年齢としては12歳が最も望ましく，12～16歳，16～18歳の二段階接続から成る，修正 Croydon 方式が総合制学校の長期計画からは，最適の類型であろうとしているのである。(13)

(3) 1964年総選挙まで

前述のように，総合制学校の設置が，11歳試験廃止の声とともに高まったのは，多くの学者，教育関係者の選抜問題に対する研究成果の公表と，それをめぐる論争が導火線となったのであるが，これが世論の中で問題とされるようになったのは，1955年の総選挙以来のことである。労働党はこのとき，教育政策の中に，社会正義の実現をめざすというスローガンをかかげ，中等学校を総合制の方向で再編成することと，11歳試験の廃止をあげたのである。

1955年総選挙時までにおいては，保守，労働の二大政党とも，1944年教育法の趣旨に沿った教育政策をかかげて，ほぼ共通な立場を示していた。というよりはむしろ，第二次大戦後の10年間は，経済復興，社会環境の整備，社会福祉政策の重点施行等が，政治上の大問題であって，教育は，あ

る程度等閑視されていたと言うことができたのである。このような中でも，1950年頃から，両党の教育政策に対立を惹き起しそうな気配が見えはじめていた。それは，1950年総選挙における保守党の選挙綱領が，漠然とした形ではあったが，“グラマー•スクールの伝統と公共性，社会のために果してきた役割とその価値を維持することの重要性”をうち出していたからである。このような表現は，London やその他の一部地域で，中等学校を総合制に切り替えることの適否を，1940年代の後半から研究してきたことへの反応であり，保守党の見解からの批判であった。1950年代に入ると，労働党でも，かなり中等学校の分離主義的形態についての認識を深めてきていた。1954学年度から，LondonでKidbrooke 総合制学校が，総合制教育の実質的な試金石として開校されると，これをめぐって，保守•労働両党間および教育関係者間に大論争がまき起されたのである。これと時を同じくして，Manchester が総合制学校設置計画について，文部省の認可を得ようとした。

しかし，時の保守党内閣の文相 SirD. Eccles は，この計画を拒否してしまった。この二つの事件によって，保守党と労働党とは，下院を舞台に，11歳試験の改善を含む中等教育再編成問題で，大論戦をたたかわせたのである。これが直接の契機となって，中等教育のあり方に関して，保守党と労働党は，真向から対立する政策をかかげるまでに至ったのである。SirD. Ecclesは，Manchester 問題を,下院において“怪物学校（monster scbools）の出現ときめつけ，総合制教育を主張する労働党を，“何よりも彼らは，より平等的な社会をつくり出そうとし，社会主義をうけ入れやすくしようとしている（現社会体制を改革し，イギリスの伝統を破壊しようとしている）”，と強く非難したのである。これに対し労働党は，“11歳試験は，正確に個人の能力を測定してはいないし，同時に，一般的にみて能力の浪費を惹き起している”，と反論したのである。このように，教育の目的や制度のあり方に関する重大問題について，議会がはげしい論争を繰り返していたにもかかわらず，制度改革の機運を盛りあげてはいかなかった。というのは，論争の根拠にあった総合制教育導入の利点も，11歳選抜試験の不当さへの批判も，すべて教育の専門家から出されたものであって，選挙民を母体とする世論の中から出されたものでなかったからである。これが労働党の制度改革への意欲を具体化させることをはばむ，致命的な条件となっていた。(14) 11歳試験の廃止と総合制への切り替えという理念は，その後も選挙民の中に十分浸透してはゆかなかった。労働党が，1959年の総選挙で再度綱領にかかげたこの理念も，まだ世論の支持をうけるに至らなかった。

保守党は,1950年代から現在まで一貫して,11歳試験の存続をその立場としてきた。総合制学校については，農村地域や新住宅地域では，場合によっては適切な(15)学校類型であっても（通学区，人口分布と生徒数，新校舎建設の財政問題，それに関連する三課程別学校設置の経済性等の関係から），一般的には，既存の学校組織を持つ地域での様式としては，再編成してまで採用すべきものとは考えられない。これが原則的な立場であった。この方針に従って，保守党内閣時代に，農村地域や新市街地においては，かなり多数の総合制学校が認可されてきた。一般的見解としては，保守党の文相に答申された，中央教育審議会の中等教育改善勧告の中に，よりよく示されている。それ

らは，クラウザー報告（後期中等教育改善案）とニューザム報告（モダーン・スクール改善案）とに代表される。これらはいずれも，総合制学校や二・多課程学校に対する評価として，歴史の浅い点を指摘し，これらの学校類型の教育効果を判断するには，時期尚早であるとしている(16)のである。これは，総合制学校の教育効果を，消極的に否定する意味を持っていると考えられるのである。しかし，その後のモダーン・スクールの改善は，大学進学コースを附設するなど，総合制学校的な形態へと変化してきているのである。

1960年代のなかばに至ると，保守党政治のマンネリズムへの反感や，それまでの社会状勢の変化等により，新しい局面が向えられようとしていた。保守党に倦きた選挙民は，労働党の新鮮な施策を期待するようになっていたのである。1964年の総選挙は，こうした空気の中で行なわれた。この時の労働党の最重点政策は，中等学校制度の改革，即ち総合制学校の導入であった。これは，教育以外の分野での諸政策の中でも，優先順位の高いものであった。と同時に，保守党の政策と顕著な対立を示すものでもあった。前述のように，義務教育年限の延長，教育機会の拡大，高等教育の拡充・整備，理工系教育の振興という，現代における社会発展に必要な教育対策については，両党の意見はほぼ共通なものであったが，こと中等教育問題の解決を，義務教育年限の延長と高等教育の拡充・整備とにからめて，どう扱かうかについては，相互に相容れない考え方を示していたのである。保守党は，労働党の総合制学校の全面的導入を，グラマー・スクールの廃止，イギリス伝統の破壊ととらえ，労働党に対抗しようとした。

1964年の総選挙ほど，教育政策を中心に，保守・労働両党が激突したことはなかったといわれる。ロンドンタイムス教育版（Times Educational Supplement—T．E．S．）の論評によれば，(17) 教育問題が選挙戦で，選挙民からの支持をどれだけ多くうけるかを決定するに，十分なほどの重要性を持ったのは，1922年の総選挙(18)に次いで二度目のことであったという。

結果は，わずかの差ではあったが，労働党の勝利に終り，労働党内閣が出現したのである。このことは，労働党の中等教育再編成政策が，世論の支持をうけたことを意味していた。従って国民は，労働党政府が，中等教育再編成の具体策をどのような形で提示するか，期待して待ったのである。

(5) 1965年以後

(a) 保守党——消極的な総合制学校批判——

1964年秋の総選挙の直前に，保守党の高等教育担当相であった Sir E. Boyle は，保守党の教育政策を，党を代表してT．E．S．に論文の形で発表した。この中で，中等教育の最適の形態はこれだときめられるものがない。これが保守党の見解である。従って，党としてはっきりした態度を示すことを避けているのが，中等教育のあり方だと前おきし，次のように述べた。「1963年7月の全国教育委員会協会の年次総会で，私は，子どもたちを能力によって，特定の型や水準に区別することが可能だとする考え方と，現行の三本建て制度が，中等教育の最適の様式で，その他は実験的

なものだとする見解を否定しておいた。………そこで私は，全国の各地方教育当局が検討している中等教育制度再編成計画を，研究するよう事務当局に指示した。中等教育の様式は，地域の実情に即して決定されるべきものと考えられるし，地方教育当局に対する指導は必要だと考えるからである。しかし，保守党としては，地方教育当局に対して，望むと望まざるとにかかわらず，中等学校の入学者選抜の廃止，総合制教育の採用を強要する法律の制定には反対である。グラマー・スクールを強制的に廃止すべきという考え方は，保守党のうけ入れられないものである。」(19)これからも明らかなように，これまで保守党治下において，例外的な類型としてではあれ，特定の地域に多数の総合制学校を認可し，それなりの価値を認めてきた実績が，保守党をして，労働党の総合制教育推進に対し，積極的な反対をうち出すことを不可能にしていたと理解できるのである。保守党としては，中等教育の形態は多様に存在するが，唯一適切妥当なものはないという消極的な姿勢が，積極的に総合制教育反対を主張しえなかったとも考えられる。従って，既存のグラマー・スクール廃止反対という態度が，保守党としてとりうる唯一のものであった。当時保守党としては，むしろ高等教育の拡充，義務教育年限延長の完全実施，教員供給数の増加に対する財政措置等を，重点施策としていたのである。保守党が下野したあとも，総合制学校反対の論拠は，中等教育のあり方の本質にかかわるものでなく，現社会体制確立に貢献してきた，古き良き時代の教育制度の存続にあったと考えられるのである。いま，総合制の方向に従う中等教育の再編成に対する，保守党的な考え方をあげれば，次のようになろう。(20)

① 現在における総合制学校の価値評価は時期尚早と考える。従って中等教育を総合制でとする考え方には反対である。当分は現行制度維持が望ましい。

② 現在中央教育審議会が，初等教育改善のための審議を継続中である。この報告が，中等教育移行年齢に解答を出すまで，再編成計画を延期すべきである。

③ グラマー・スクールをはじめとする選抜学校の廃止は，教育的な破滅である。グラマー・スクールは，労働者階級の子弟に対し，階級上昇の願望を満たしてくれる福音的存在であった。グラマー・スクールは，むしろ社会的混合（平等化）の推進者であった。

④ 両親の権利である学校選択の自由が侵害される。⑤総合制方式は，有能な生徒，たとえばトップ5～10%の生徒の教育要求への圧迫が強くなる。彼らを犠牲にして，その他大勢を考慮するのは，教育機会の拡大ではあっても，能力開発にとっては阻害となる。

⑥ 財政面での裏づけ，地域の特殊性への考慮がなされていない。現状においては，名だけで実のともなわない，“間に合わせ”の総合制学校しか計画することができない。

しかし，これら保守党ないし保守党的な見解は，次第に根拠薄弱とみられるに至っている。地域の自然的，社会的，経済的要因によって，総合制教育導入計画が遅々として進行しない地域もたしかにある。これらは，本質論的に総合制を拒否している場合は少ない。多くは，実施計画具体化への過程における障害からの困難によるものである。

保守党のこうした消極的な姿勢は，1966年春の総選挙においても変化はなかった。教育政策を前面に押し出した選挙用ポスターに，それが如実に示されていた。“グラマー・スクール存続を望むか？保守党は諾，労働党は否。すべての中等学校を総合制に再編成しようとする労働党の政策は，グラマー・スクールの廃止をねらったものである。保守党に投票を。” このようなスローガンは，T. E. S. の論評をかりれば，1964年の総選挙においては，非常に効果があったろう。(21) しかし，現在では，労働党の教育改革への提案は，多くの選挙民にうけ入れられ，支持されているのである。

1966年の総選挙前の保守党は，中等教育再編成についての見解に，幹部間で意見の不統一があり，それが保守党の各選挙区における選挙戦に，もう一つ盛りあがりを欠くことになっていた。保守党の影の教育科学相といわれる Sir E. Boyle が，1966年1月に，北イングランド教育会議で行なった演説の中に，“労働党の教育科学相が地方教育当局に発した通達 10/65 に対し，保守党が政権の座に復帰した時でも，その通達を徹回するようなことはしない，(22)” と述べたことが問題の発端であった。この Boyle 発言に対し，選挙直前，保守党内批判分子から，労働党の政策に加担する発言である，との攻撃がかけられたのである。Heath 党首は，労働党と保守党との，中等教育再編成に関する明瞭な見解の差を示し，保守党としての統一的見解を提示すべきであると求められたのである。(23) その結果，Heath 党首は，3月15日，選挙のための記者会見において，Boyle発言を注釈し直すと同時に，次のような中等教育問題に対する見解を明らかにした。それは，“保守党は，それぞれの地域の実情を重視し，それの地域における中等教育の形態は，地方教育当局との協議の上で，個々に決定することとしたい，(24)” というものであった。そのため，保守党が政権を獲得すれば，即座に 10/65 を含む総合制改革へのねらいを持つ通達は，すべて徹回し，白紙にもどすことになろう，としたのである。しかし，このような見解も，地方教育当局の意志の尊重を認めるあまり，全国教育研究財団の調査でも明らかなように，各地方教育当局の，総合制への再編成計画を承認せねばならなくなることを暗示していた。とすれば，表現の差こそあれ，総合制学校への再編成を，消極的だとしても支持する見解を示したものと言える。ただ，現在でも頑強に総合制教育の導入に反対している少数の地方教育当局のみが，(25) 現行制度を変則的に存続させてゆくことが予測されたのである。

(b) **労働党——総合制学校制度の推進——**

このような保守党に対し，労働党の態度は，1964年の選挙直前に述べられた R. Crossman の言に明白に示されていた。(26) 彼は，“現行の三本建て分離主義の制度が，多くのタレントを開発しないままに放置しているという現状に対する態度” に，保守党との差があるとした。そして，また労働党は，制度を改革しようとするとき，それが教育水準の低下を招くようなものであれば，反対せざるを得ないことを前提に，「労働党のねらいは，グラマー・スクールを消滅させることではなく，グラマー・スクール教育の恩恵を，それをうけるに足る能力の持主すべてにあたえることであ

り，11歳選抜試験によって，子どもたちに惹き起されている挫折感をとり除くことである。……ただ，11歳時の選抜を廃止し，総合制学校を設置しているいくつかの地方教育当局を，その他の地方教育当局が見ならうことを，奨励するだけである。」と述べたのである。

これに代表される労働党の見解を，前述の保守党の総合制反対論拠に即してまとめてみよう。(27)

① 総合制学校は，ほぼ10年の実験を行なってきた。決して経験のない原則ではない。

② プラウデン報告には，中等教育移行年齢に関する変更勧告が出されることは予想されるが，現在では考慮する段階ではない。11歳試験による被害を，一刻でも早く除去する措置が必要である。

③ 保守党の言う社会的混合は，少数例外として言えることで，大勢は，社会分化の方向を示す。総合制学校の導入は，グラマー・スクールの廃止を意味しない。むしろ，すべての中等学校を，グラマー・スクール的な型へ変型させてゆくことを意味する。より多くの子どもに，グラマー・スクール的な教育をあたえることを目標に，実質的な中等教育の機会均等の実現をねらったものである。

④ いくつかの総合制学校間，および総合制学校内でのコース分化の際の選択は，現行分離主義における学校類型間の選択と，まったく同質のものである。むしろ，現行制度内での学校選択の余地は狭いと考えられる。

⑤ 11歳時は，コース分化の時期として早すぎる。この時期を多少あとに延ばすことが，総合制学校導入の目標である。これが社会正義の実現即ち教育機会の拡大につながる。教育のあり方からみて，失なうもの (net loss) より，得るもの (net gain) 多きをとるのが正しい。

⑥ 総合制の目的に適った学校 (purpose school) での教育を理想とするが，財源が限られている実情を考慮して，暫定的に，既存学校校舎の利用をも認めている。各地方当局の自主性は尊重されている。政府としては，総合制教育の推進を地方教育当局と合意の上で行ないたいと考えている。教育科学相は，“間に合わせ”の総合制学校計画は，たとえ，労働党治下の地方教育当局案でも (e.g. Liverpool) 拒否している。要は，形がいかにあるかではなく，正しいと信ずる教育的な信念であり，それを実行する意志と目的を明確にすることである。

1965年1月21日，下院では，労働党の M. Stewart 教育科学相が，“地方教育当局に通達を発し，中等学校を総合制の方向で再編成するための計画案の提出を求め，その回答に即して，政府の施策の進め方を検討することにした”，との声明を行なった。これが，1964年総選挙後における，中等教育再編成問題の，最初の公式声明であった。そしてまた，総合制の導入を実行する決意を示したものでもあった。Stewart 教育科学相は，この声明発表直後外相に横すべりし，その後任に A. Crosland が任命された。Crosland 教育科学相は，3月6日，リンカンで行なわれた労働党の地域会議に出席し，教育問題についての演説を行なった。その中で彼は次のように述べた。(29)

「政府は，中等教育制度の再編成は，総合制によるべきだとの原則を再確認した。……そのた

め，近い将来新たな通達を発し，総合制学校のいくつかの類型を示して，各地方教育当局が，地域の実情に適切な類型を採用することを基礎とした，再編成計画を立案するよう勧告するつもりである。」この発言は，それまでの保守，労働両党の論争に，一応の休止符をうち，通達をめぐる新しい段階を設定するものであった。

(C) **通達10/65——総合制学校構想の具体化——**

その約束の通達は，1965年7月12日付けで発せられた。この通達は，総合制学校構想を，政府の考え方に従って具体化したものだった。内容を要約すれば次のようになる。(30)

①11歳時選抜を終結させ，中等学校の分離主義を根絶することは，政府の明確な目的である。この政府の政策は，1965年1月21日に下院で採択された決議によって保証される。

教育科学相は，地方教育当局に対し，まだ総合制を実施していない地域について，中等教育を総合制の方向に沿って，再編成するための計画案を準備し，教育科学相に提示することを要求する。この通達の目標は，総合制に沿った再編成計画を，達成することができる方法に関して，政府の方針を研究することにある。

②子どもたちの教育への本質的な要求は，地域によって大きく異なることは考えられない。しかし，個々の地方教育当局の見解，人口分布，既存の学校の性格等は，地域によって異なった解決方向を，必然的に示すことになろう。新しい計画は，現在までの成果の上に積み重ねられ，既存の学校の持つ最善のものが維持されるような型であることが重要である。従って，これまでの経験，それに対する検討の結果から，次の六類型を，総合制学校の型として示すことにする。

ⓐ11〜18歳年齢層の，原則的な総合制学校。

総合制の目的に沿って新たに校舎が建設される場合に，最も望ましい型で，1学年6〜7学級編成を最適規模と考える。

ⓑすべての生徒が11歳で下級総合制学校に進学し，彼らすべてが13あるいは14歳で上級総合制学校に，自動的に移行する二段階方式。

既存の学校を活用するにおいて適切であり，将来，学校新築により，原則的な総合制学校への進展が約束される型である。

ⓒすべての生徒は，小学校修了後下級総合制学校に進学するが，13あるいは14歳で，一部生徒は上級学校に移行し，残りは，下級総合制学校で学業を継続するという二段階方式。下級総合制学校には，二つのタイプの学校がある。一つは，15歳までの生徒を収容するもので，国家試験に接続するコースを持たない型。他の一つは，G. C. E. やC. S. E. コースを設け，少なくとも16歳まで学業を継続させ，上級学校の第六学年への移行を奨励する型である。

上級学校および第六学年への移行の最終決定を行なうものは，両親の希望である。移行に関して学校が行なう両親への助言は，制度化された組織で行なわれる必要がある。

ⓓ小学校修了者は，すべて下級総合制学校に進学し，13〜14歳で上級学校に進学する。この上級学校は，二つの別個の学校から成り，一つは，義務教育年限（15歳）終了後も，学業を継続する意志を持つ生徒のための学校であり，他の一つは，そうする意志を持たない生徒のための学校である。

ⓔ11〜16歳年齢層の総合制学校と，それに接続する16歳以上の生徒のための第六学年カレッジという連続方式。

ⓕ現行の初等・中等両教育段階にまたがった年齢層を収容する中学校の制度を導入する型。この方式では，8あるいは9歳で，8〜12歳または9〜13歳年齢層の総合制学校に移行させることとなる。この中学校から，生徒は12〜18歳あるいは13〜18歳年齢層のための総合制学校に再たび移行することとなる。

③最も適切な方式は，地域の事情によって決定される。地方当局によっては，管轄下の地域に，異なった類型

を複数で決定することも認められる。ⓐ，ⓑ，ⓔ，ⓕは性格上完全な総合制である。ⓒ，ⓓは，性格上，完全な総合制ではない。その中には13あるいは14歳で，生徒の意志と適性とによって学校を分離させる性格を持つ。このような計画案は，総合制教育の利点の多くが発揮されること，近い将来，最も満足すべき再編成計画が導入されること，という条件のもとで，暫定措置として承認される。

このように学校類型をあげたあとで，それぞれの型について，政府の考え方を述べ，更に計画案作成にあたって考慮されるべき点をあげる。即ち，既存校舎の利用，学校新築計画，教員の配置計画，中等教育への移行年齢，二段階方式における移行年齢と両親の希望，通学区の決定，地域住民の意見聴取等をあげて説明を加える。そしてその後に続けて，

④計画立案上の考慮点を参考に，地方教育当局は，総合制の方向で地域の中等教育を再編成する計画案を，教育科学相に提示することが必要となる。計画案は，この通達の公布期日より1年以内に提示されなければならない。しかし，教育科学相は，個々の当局の事情によっては，例外的にこの期日の延期に同意することもあり得る。

計画案は，次の二つの部分から成り，各15部を作成するものとする。

ⓐ地方教育当局の長期計画に関する一般的見解

採用する総合制学校の類型(群)——管内全域にわたる公立学校，有志立学校（直接補助学校——Direct Grant School を含む）の別なく，再編成に関する見解を述べる。

ⓑ教育科学省の初等中等教育局との協議の有無にかかわらず，遅くとも1967年9月から発足し，1970年8月までの3年間に実施する地方教育当局の総合制実施計画案

㋑個々の学校の総合制実施計画案—— 校名，規模，階級構成，宗派構成，生徒の性別，学校類型，短期および長期実施計画案

㋺総合制学校への移行方式——中等教育への移行年齢，二段階方式採用の場合はその移行年齢，移行方式

㋩学校新築および設備充実計画とその費用概算——既実施分も含めて，総合制学校切り替えに必要な学校新築および施設設備充実計画と概算費用。再編成にともなって，予定計画を修正する必要があるときは，総合制計画案提示の際に，修正計画を提出する必要がある。その際には1970～71学年度より義務教育年限延長によって必要となる校舎，設備をも考慮すること。ただし，すでに決定されている1965～66，66～67学年度および67～68学年度の一部に割りあてられた建築費予算額を上まわらないこと。

(d)　**Crosland 教育科学相の所信——社会正義のために——**

1966年1月はじめ，Crosland 教育科学相は，Harrogate で行なわれた北イングランド教育会議（North of England Education Conference）で，総合制学校問題についての演説を行なった。この演説は，通達10/65公布の背景となっていた労働党の思想を，明確に，しかも説得力ある語調と論理とで表現したものであった。[31] 労働党の見解のまとめの意味で，その大要を見ることにする。

①分離主義は社会的にみて正義に反する。

11歳選抜試験，それがいかに注意深い選抜の手続きをとろうとも，そこで測定しているのは果して何かを再考する必要がある。C. Burt 等少数の先覚者が，過去において強調したような測定された知能は先天的，生涯固定的なものであるという考え方は，誤まったものであることが，明らかにされてきた。人間の持って生まれるものは，潜在的可能性の束であり，それらは，遺伝の関数であると同時に，環境と社会的背景との関数でもある。測定された知能と社会階級との高い関連度は，過去10年間，多くの研究者が実証してきている。これらは皆，環境条件の知能にあたえる影響の大なることを明瞭にした。人間は成長に従って異な

った道を進む。人生はそれ自身選抜の過程である。しかし，我々は，その過程が，公正にあたえられなければならないし，教育という有益なものによって，人生初期の環境条件を補償してやる時間をあたえてやらねばならない。11歳という早期のふりわけは，納得できないものである。我々は多くの機会を開放しておくべきだし，また，もし選抜という作用が変更できないとするならば，その時期を，できる限り延ばしてやらねばならない。

②選抜の過程は極端な不確実性を持つ。

選抜に利用されたテストの妥当性については，1950年代のはじめから，多くの綿密な調査が行なわれた。その結果は，標準化されたテストと教師の評価を活用する方法が，非常に有効であることを示していた。しかし，なお，毎年10%以上の者が誤まったコースにふりわけられていたことも事実であった。つまり，100人のうち5～6人は，グラマー・スクールに進学したら彼らの能力を十分に伸ばし得たと考えられるのに，モダーン・スクールに送りこまれていたことを示す。

③広範な能力の社会的浪費は避けねばならない。

国の資源を最大限に活用する必要があるとすれば，それはこのイギリスである。島国イギリスにおいて，主な資源は人間である。この状況において，11歳時の最上位25%の能力のみが有効であると考えるのは，資源活用の原則に反することでもあり，意味のない，能力の浪費を増すことにもなる。もし早期の選抜を廃止することによって，早期における挫折感を少なくすることが可能ならば，残り75%の子どもの多くに見られる，不必要な人間悲劇も減少し得う。かえって，将来の希望を発見せしめるともいえる。真の総合制校学は，広い範囲にわたる能力の持主を一堂に集めることにより，生徒に大きな学問的な激励と刺戟をあたえるものである。

モダーン・スクールに，G. C. E. コースを導入しても，ペースセッターとしてのトップレベルの能力者がいないことで，効果はあがらなかった。総合制学校に入っていなければ，モダーン・スクールに進学させられたと思われる生徒の成績，中位の能力の持主で，現行分離主義制度では，みすみす無視されているものの成績等は，総合制学校では著しく高まっていることの例証もある。

④分離主義は社会的階級差を顕著にする。

11歳選抜試験が，決定的に社会階級による分割の手段であることは否定できない。事実，小学校における能力別編成の故に，社会階級の分化は，8歳においてすでにはじまっている。我々が延曲に教育的選抜と呼ぶものは，ほとんど社会的選抜なのである。我々の呼ぶ教育的分化は，その実，階級分化なのである。このことの一部の理由は，学校や教師が，教育的要因と同時に，社会的要因にも反応するという，ごく自然な感情にあるかもしれない。しかし，更に根本的な原因は，私が強調したように，11歳時に測定された知能は環境の関数であり，その環境は，社会階級と密接な関連があるということである。11歳試験に対して盛んになった反対運動や，総合制への動きなどが，ここ10年間に活潑になったのは，公正について，効果について，浪費の回避について，社会的総合化について等への考慮の結果だと考えるのである。通達10/65を発することによって，この運動に国民的承認のシールをはるよう政府をしてなさしめたのは，こうした考慮を持った人たちであった。

⑤教育の目的，教育のあり方についての判断は，議会と地方参事会の責任において可能である。

これまで総合制への再編成を，時期尚早とし，“プラウデン委員会の勧告を待て”，あるいは，“調査結果を待て”と主張する人がいる。それでは遅すぎる。すでに政府の意向にかかわりなく，再編成計画は地方の段階で進展してきている。政府はそれに対して，拒否権を行使することはできない。

プラウデン報告を待つことは非現実的である。この報告は今年夏以後になるまで公表されない。この中で，中等教育への移行年齢を変更すべきとの提案がなされれば，教育界に論議がまき起されよう。この問題については，政府はじめ関係者は，検討のための十分な期間を必要としよう。移行年齢変更の決定は，新教育法を必要とするであろう。しかし，非常に長い間，子どもたちが，11歳試験の不公正さ，不確実性の犠牲

となり続けることを，見逃すわけにはいかない。

調査結果を待てという議論については，これまで，その例がなかったと言おう。教育調査は，どんな場合でも最新の手段であり，新しい事実，選択の範囲，目的達成の最善策を教示してくれる。しかし目的が奈辺にあるかについては教示してくれない。このような目的は，価値尺度，社会的条件をも含む判断によらねばならぬ。その判断とは，社会的公正，教育の機会均等，社会的差別，経済的な効率等についてのものである。これらの判断は，全国教育研究財団ではなすことができない。それは，議会と地方の参事会とのみが，よくなしうるものである。

⑥真の意味の総合制教育は，すぐにしかも慎重に進められねばならない。

政府は，我々の目的を宣言することによって，その達成を早めようとも，単純化しようとも考えていない。発展の途中には，阻害の条件が存在していることは熟知している。我々は，過去において最善であったものの上に，将来の最善を目標にして，新しい方式を建てることを決心したのである。今年9月からはじまる1966学年度から，新しい制度がはじまると考えてはならない。何よりも重要なことは，能う限りすみやかに活動を開始すべきであるが，必要な限りゆっくりと慎重に前進せねばならないということである。総合制への進展の度合は，どれだけ多くの地方教育当局が，11歳試験を廃止するよう公表したかで測定すべきではなく，どれだけ多くの地方教育当局が，真の意味での総合制教育を，地域住民のために準備したかで測定したいと考えている。

Crosland 教育科学相の表現で明らかなように，労働党が総合制への再編成を押し進めようという根拠には，教育のあり方に関する確固たる信念があったことはたしかである。しかし，こうした信念，教育観だけでは，制度改革は軌道に乗りえなかったろう。教育のあり方に対する信念と並んで，その教育観を具体的な形で実現しうるための基盤が，軌道に乗せうる条件となるからである。幸い，労働党の政策に対する世論の支持が高まったことと，1964年の全国教育研究財団による，各地方教育当局の中等教育改善への動向調査の結果が，再編成を実現可能にする基盤をなしていたのである。11歳試験の廃止を含む再編成計画を，実施中，計画中，考慮中とする地方教育当局が多数にのぼり，その管轄下にある中等教育該当年齢層は，およそ全体の2/3にも達することが明らかにされたからである。[(32)]

こうした条件のもとで，政府は，各地方教育当局が独自で行なってきた，あるいは行なおうとしている制度改革に対し，統一的な見解のもとに，総合制学校のあり方に関する指針を示す必要がある，との判断に達したのである。これが通達10/65という形をとったと言えるのである。そして，この通達が，かなり強い態度で地方教育当局への指導に乗りだそうとしているとうけとられたのも，この基盤の故であったと考えられるのである。

(e)　**新段階での問題点**

通達10/65と Crosland 教育科学相の確信に満ちた態度とによって，総合制教育導入をめぐる目的論，本質論論争は次第に減少した。というより出尽した形であった。次の論争は，総合制教育導入を前提とした，計画案作成上に起きてきた具体的な問題にと移って行った。それに従い，論議は地方の段階に，また教育関係者間にと移ったのである。その中で，論議の中心は次の三つの問題に集約されて行った。一つは，通達10/65でふれられた直接補助学校[(33)]問題であり，第二は通達

10/66と学校建築の問題，第三は学校類型の問題であった。

①直接補助学校問題

この問題は，通達10/65で再編成の対象として指定された時から，問題となった。

通達には，

教育科学相は，地方教育当局と直接補助学校の理事会との両者に対し，総合制教育導入という新政策に沿って，協力関係を維持し，発展させる方策を考慮することを期待する。………直接補助学校理事会は，たとえば，教育課程，入学者選抜法，入学年齢等について，地方教育当局の再編成実施計画に全面的に適合できるよう，従来のあり方を変化させる考えを持つことが望まれる。………

と示されていた。Crosland 教育科学相は，前述のハロゲート演説の中でこれを補足し，次のように述べた。即ち，直接補助学校に対する政策はただ一つである，と前おきして，

直接補助学校規則第17号が，選抜によって入学者を決定するように規定しているという理由から，直接補助学校は，地方教育当局と協力することを妨げられている，という主張を聞いた。しかし，私は，この規則が，総合制計画への参加と矛盾しているとは考えていない。また，地方教育当局との協力に真の障害となるとも考えていない。主張の根拠にある条項は，入学者選抜を示唆する唯一のものだが，この条項の主題は，学校と地方教育当局との協力に関する措置をきめたものである。もし，この主題に，多少とも疑問が残るとなれば，疑問の余地を残さない形へと，規則を改正するに躊躇しない。通達の趣旨に沿えないというのであれば，直接補助学校の将来は，必然的に問題とされることになろう。

としたのである。通達および教育科学相の発言は，このなかば公立，なかば私立的な直接補助学校に対し，通達に従って総合制教育に，適応するかしないかの決断をせまったものとうけとられた。保守党は，これを，完全に私立教育系列の学校（政府からの援助をうちきられて）に変化するか，あるいは実質的に公教育系列下に編入されるかの二者択一を，直接補助学校にせまったものと理解した。同時に，事実上私立教育系列の一角を切りくずし，ここを基礎に，私立学校をなしくずし的に，公教育制度に組み入れようとするものだと解釈した。直接補助学校の落城は，パブリック・スクールの外濠を埋められることを意味するとうけとったのである。1966年総選挙のグラマー・スクール廃止反対のスローガンは，最少限，直接補助学校は防衛したいという悲願をこめたものであった。Sir E. Boyle，が選抜学校の廃止は文化的退歩であり，これらが果してきた社会的混合の役割は認めなくてはいけない，としたのも，直接補助学校を指してのことであり，最後の一線という意味を表現したものであった。

②学校建築と通達10/66

中等学校の総合制による再編成計画も，実際に教育を行なう，個々の学校の整備が重要なきめてになっていた。平常時でも学校建築計画は，用地確保の困難さ，建築技師の不足，政府承認の遅延，道路建設と学校用地の優先権争い等々の理由で，着工・完成が遅れるのが常であった。(34) このような時に，1970学年度を目標に，義務教育年限延長に必要な学校新築と増築の問題が出，更に総合制による再編成計画の立案に従って，その目的に適切な学校の新築や設備の模様替えが重なってきたのである。それらの財源は，地方教育当局独自のものではまったく不足であり，政府の配分

金にも限度があった。こうした事情で，一部地域では，保守党の指摘のように，“間に合わせ”の計画しかたてられない状態であった。

このような地方教育当局の苦境を更に追いつめたものに，1966年3月上旬に発せられた通達10/66がある。この通達は，総額8,000万ポンドを割り当てる基礎資料として，1967～68学年度内の学校計画を，教育科学相に提出するよう，地方教育当局に求めたものであった。この通達には，きびしい条件がつけられていた。それは，通達の第5条項であり，次のように述べられていた。

もし，将来の学校計画が，中等学校を分離主義のままに残すためのものであれば，それは，政府の長期的目標に一致しないものである。従って，政府および教育科学相は，中等教育に選抜のない制度を導入する目的と両立し得ない将来計画ならば承認しない。また，初等中等教育局が，再編成計画について，必要な情報をまだ得ていない場合は，各地方教育当局は，管内個々の中等学校について，総合制のあり方にいかに適合させようとしているか，あるいは適合させうると考えているかを報告することが要請されよう。

要するに，総合制教育導入の意志を持たない地方教育当局には，建築費の配分をさしとめるという意味である。この条項に示された意図と内容は，1944年教育法で規定されている，教育担当相の権限を超えるものを持っているとの批判が寄せられた。この批判は，保守党 Heath 党首が，「通達10/66は，正しいと信じて進めてきた学校計画に関して，教育行政の地方分権による地方教育当局の責任と権限を無視し，中央から意図的な介入をはかるものである。」と述べた点(35)を前提としている。

全国教育委員会協会の機関誌の論説は，地方教育当局の態度を明白に示している。(36) 即ち，

通達それ自体は，自分たちの問題を最善に解決する決定権を持つ，地方教育当局の自主性を否定してはいない。しかし，中等教育の改革における地方教育当局の主体性の範囲が，この通達によって，著しく制限されているように思われることは，はなはだ残念である。………この学校建築計画に対する教育科学相の権力行使は，これまで，地方教育当局と合意の上で中等教育の再編成を進めたいとしてきた態度から，地方教育当局への直接介入，通達10/65の強要に変ったと見ることができよう。地方教育当局は，その地域の必要に応じて，中等教育を計画，組織化する責任を持つべきである，という原則はさておき，教育科学相は，地方教育当局のこの権利，責任，特権を，中央にとりあげようと考えている。ある程度“みせかけ”的であろうとも，地方教育当局に圧力をかけようという試みである。教育科学相も，地方教育当局も，学校から子どもたちを閉め出すことは許されない。もし，地方教育当局が，教育科学相の好みに合わない計画案を作成した時，彼は，自己の政策を杓子定規にあてはめて，子どもたちを路上に放置しておくことができるのか。実際そうなる前に，地方教育当局が屈服するだろうと信じているのは疑いようのない事実である。………とにかく，通達10/66は反対すべきである。その理由は，学校建築の速度を，今より一段と落とすことになりそうだからである。我々は7月までに，総合制再編成計画を準備せねばならない。教育科学相が何と言おうと，計画作成にあたって，通達10/65が認めている期間より更に長い期間を必要としている。しかし，教育科学相は，1967～68学年度学校計画への資金配分決定の前に，個々の学校の総合制様式への適合の状況を知らねばならないとしている。我々は，非常に短期間で事をはこばねばならないのである。事の重要性からみて，我々の困難には著しいものがある。

このように，この問題は，総合制への再編成計画作成と，それによって起る学校計画の立案との二面性を持ち，ますます地方教育当局の苦悩を増していったのである。

③ 学校類型

実際問題として，各地方教育当局が，どの類型を採用するかは，それぞれの地域独自の諸条件の影響をうけるものであった。学校建築の遅延の状況，既存学校が持つ性格，既存学校所在地の社会的・自然的条件，地域の政党の勢力関係等の条件が，採用すべき学校類型の決定にむつかしさをあたえていた。

その中で，全国共通の基盤で問題とされたことは，既存学校活用という必要条件のもとで，通達に示されたどの類型が，最も原則型の理想実現の可能性を持っているかであり，1967学年度からはじまる3年間の移行措置を，どの類型によって運営してゆくかであった。

現状においてという条件のもとでは，11～16歳，16～18歳の二段階接続方式が，最適ではないか。論議は，このあたりに煮つまってきていた。[37] この論議の前提には，中等教育への移行年齢の変更予想と義務教育年限延長への適応との二つの条件があった。それに，Leicestershire 方式に代表される接続並列型は，移行年齢変更の際に適応できないという考え方もあったのである。

もっとも，16歳分割案も一方では，G. C. E. —A レベル希望者が，16歳時に異なった学校（第六学年カレッジ）に移行させられる方式のため，両段階で教師陣容が異なり，G. C. E. —O レベルとAレベル教育の一貫性が保証されず，16歳生徒への学業延長を奨励する機会が少なくなろう，という批判もあった。ただ，既存学校舎を，設備改善だけで活用できる点は経済的である点，第六学年コースを別建てにする関係で，下級段階を1学年6～7学級という理想的な編成にしうる点，いくつかの16歳までの総合制学校の上に，第六学年カレッジが設置できるので，これも最適規模に編成できる点，何よりも義務教育年限16歳引きあげの措置にうまく適応できる点，これらは16歳分割型の利点として認められるものであった。

しかし，暫定的移行措置は，地方教育当局の政党勢力の強弱によって，それぞれの政党の態度に合うような型がとりあげられていた。一般的に保守党色の濃い地域では，既存グラマー・スクール存続を基礎に，接続並列型を考慮し，労働党色の濃い地域では，原則型ないしは end-on 型を考慮する場合が多いようであった。[38]

教育行政関係者のこうした努力の中にあって不思議なことは，教員組合の動向であった。原則的には総合制教育に賛意を表しながら，具体的な学校類型に対する意見は，何ら出されなかったのである。もちろん，計画作成実行委員には，その委員として参画していたが，教員組合としての原則的な態度は，ついにうち出されなかったのである。

注

(1) Report on the Education of thc Adolescent (Hadow Report), 1926
Report on Secondary Education (Spens Report), 1938
Report on Curriculum and Examinations in Secondary Schools (NorwoodReport), 1943
White Paper on Educational Reconstruction, 1943

H. C. Barnard ; A History of English Education, 1964 , PP259—269
G. A. N. Lowndes ; The English Educational System, 1964, PP31—32
A. K. C. Ottaway ; Education and Society , 1964, P75
(2) 'The General Election' Times Educational Supplement (T. E. S.) 11 march 1966
(3) Education 15 Octoker 1948
(4) R. Pedley ; The Comprehensive School, 1964, PP87—94
(5) Ibid. PP21—22
(6) Statistics of Education 1964, Part I table 4
(7) T. E. S. 11 February 1966
(8) 15 to 18 (Crowther Report) , 1959, vol I table 8, PP. 26—27
(9) 'Five Comprehensive Plans Too Many' by R.Pedley, Education 23 July 1965
(10) 'The Nine to Thirteen School' by Sir A.Clegg, Education 24 June 1966
(11) Certificate of Sccondary Education (中等教育修了証) で, G. C. E. よりやや程度の低い中等教育修了資格試験である。これは，高等教育入学資格にならず，主として，就職資格としてあたえられる。対象は16歳時における，能力の上位より20〜60パーセンタイル層である。
Secondary School Examinations other than G. C. E. —the 4 th Report of the Secondary Education Council, 1960
Certficate of Secondary Education—the 5th Report of the Secondary Education Council, 1962
(12) 初等教育改善案を審議している中央教育審議会で，Lady Plowden を議長としているので，thePlowden Council と通称される。この審議会の報告は，今年夏に出される予定であったが，多少遅れて11月頃になると伝えられる。
(13) 'Five Comprehensive Plans Too Many' by R.Pedley, Education 23 July 1965
(14) 'The General Election'T. E. S. 11 March 1966
(15) 労働党の Crosland 教育科学相が，'労働党の総合制方式は，保守党の政策だと理解している範囲を超えてはいない'と論評したのもこの点である。
T. E. S. 25 March 1966
(16) Crowther Report PP23—26, Newsom Report Introduction Pxiv
(17) T. E. S. 11 March 1966
(18) 1918年に初等教育法 (Fisher法) が成立したが，経済不況の中で施行は難行した。政府は，公共費用の削減により，この経済不況を乗りきろうとした。このため，教育費は，約1/3に削減された(Geddes Axe)。この結果，教育は荒廢に至ったとまで言われた。1922年の選挙は，このような状況の直後に行なわれたもので，教育振興策が政党の運命のカギをにぎっていた。
(19) T. E. S. 25 September 1964
(20) T. E. S. 29 January 1965
T. E. S. 4 March 1966, T. E. S. 11 March 1966
T. E. S. 25 March 1966 Education 18 March 1966
(21) T. E. S. 4 March 1966
(22) Education 14 January 1966, T. E. S. 18 March 1966
(23) T. E. S. 4 March 1966
(24) T. E. S. 18 March 1966
(25) 完全に通達に対する回答を拒否している地方教育当局は，Bournemouth, Worcester, Westmorland である。しかし，これらの地域の中には，一部総合制学校が設置されている場合もある。ただ，通達公布時

期のままに制度維持を考えているものである。

Education 15 July 1966, T. E. S. 12 August 1966

これらの地域の事情は，

T. E. S. (1966) 7 Jan., 14 Jan., 11 Feb., 27 May, 3 June

Education (1966) 18 Feb., 20 May, 27 May, 8 July

(26) T. E. S. 25 September 1964

(27) T. E. S. 4 March 1966,

T. E. S. 11 March 1966

'Election Issues on Education' by A. Crosland, T. E. S. 25 March 1966

'Five ComprehensivePlansTooMany' byR. Pedley, Education 23 July 1965

'Environment and Comprehensives' by J. Eggl eston, Education 28 January 1966

(28) T. E. S. 29 January 1965

(29) T. E. S. 12 March 1965

(30) Circular10/65 on 'The Or ganization of Secondary Education '12 July 1965

(31) 'The Case for Comprehension' byA. Crosland, Education 14 January 1966

(32) 1964年11月27日，選挙後の下院で，Stewart 教育科学相が，総合制学校への再編成に対する所信と政府の方針を明らかにした中で述べられている。

時事通信一内外教育版　昭和39年10月30日号および同年12月25日号

(33) 設置者別には有志団体立で経常費は，直接教育科学省から補助をうけている学校である。形態的には半公半私の中等学校である。そのほとんどがグラマー・スクールであることも特徴である。政府からの補助の見かえりとして，いくつかの条件がつけられるが，たとえば，毎年新入学者のうち，最少限25%は，公教育系列学校生徒のために確保することになっている。これらの生徒は，地方教育当局の推薦で直接にまたは，地方教育当局を通してこの学校に入学することになっている。この意味で，この学校と地方教育当局とは協力関係を保ってきた。

(34) 'Delay in Building' T. E. S. 1 April 1966

(35) '10/66 Will Be Withdrawn' T. E. S. 18 March 1966

(36) '10/66and All That' and' Too Little and Too Late' Education 18 March 1966

(37) 'Five Comprehensive Plans Too Many'by R.Pedley, Education 23 July 1965

'How to Thwart the Circular'by Sir A. Clegg, Education 22 October 1965

'Implications of Reorganization for Further Education' by D.E.Mumford, Education 4 February 1966

'Reorganizaton'by W. E. D. Stephens, Education 11 Febrnary 1966

'Thwarting Dr. Pedley'by Sir A. Clegg, Edeucation 18 February 1966

'Waitivg for Plowden—Interim Plans'by G. Dwyer, T. E. S. 25 February 1966

'Imperious Postures' byR.Pedley, Education 25 February 1966

'Transfer at 12' byR. E. Crookall, Education 4 March 1966

(38) 1966年７月末までの状況をみると，通達の学校類型のうち，採用した型と地方教育当局数は，ⓐ型33，ⓑ型６，ⓒ型７，ⓓ型２，ⓔ型11，ⓕ型10，ⓐⓑ型10，ⓐⓔ型７，ⓐⓕ型２，３種の型７，４種の型５，無回答47となっている。これは Education 誌の調査による。Education 12 August 1966

5. 今後に残される課題

イギリスの中等教育は，通達 10/65 の公布を期に，新しい時代に進もうとしている。総合制教育の目標は，これまでの根強い階級的教育観への挑戦を通して，社会正義の実現と，将来の社会発展のための能力開発計画の推進，という点にあることは，既述のとおりである。これまであまりにも長く，階級による陶汰を基本原則に，ごく少数の能力だけを有効とみて，それらを社会のエリート層として育成する中等教育の型を，固持しすぎていた。総合制学校方式は，この意味で教育史上画期的な構想であったと評価しうる。しかし，まだ今後において考慮せねばならない問題は残されているのである。

たしかに，各個人の能力・適性には差がある。そして，この差異に応じて，人生は選抜の過程であると言いうる。しかし，教育という作用により，できる限り各人が平等な立場に立ち，適切な時期に，適切な方法によって，その選抜は行なわれなければならないこともまた真理である。このことが適切に行なわれるかどうかは，その国の能力開発の効果に関連し，社会発展の速度と到達度に影響をあたえる。教育は，経済の成長を基盤とした社会発展に寄与すべきである，という現代的役割を考慮するとき，その役割を果しうる能力の発見と育成が，教育にとって重要な課題となる。ことに，それら能力群を発見する母集団の枠組みをどうきめてゆくかが重要となる。これまでのイギリスをはじめとするヨーロッパ型の教育制度では，その母集団を早期にしかも少量に限定することをねらっていた。その意味で，能力の確保は効率の低いものになっていたと言いうる。

“学校教育は，明日の人間を育成することを目的とした社会的作用である。その機構は，絶えず進化する社会の機構—現在および将来—に適合せねばならない(1)”として，非常に早くから，中等教育を社会で有用な能力を育成するための母集団にしようと，制度改革に傾けてきたフランスの努力は，教育の目的と役割，制度のあり方を正しく指摘しているものと思う。

“学校教育は，将来の社会に生活する人間を育成する。”この命題は，育成の組織，枠組みとしての学校教育制度のあり方を，経済成長に即応する，長期的な将来構想の上で決定してゆかねばならないことを示している。

イギリスにおける総合制教育構想が，この観点からどう評価されるかは，今後数年間の施策の進め方を注目することなしには，言うことが不可能であろう。ただ，これまでの論議，具体的構想の中には，現状改革の意図が強く出すぎていると思われる。たしかに，これまでの能力確保の状態からみると，将来拡大すると予想される能力需要に適応できる形で，制度改革が進められている。しかし，これも，イギリス社会経済の将来の発展計画に密接な関連を持っての，能力の計画的養成という形ではない。このような計画養成が必要になった時，それにすぐ適応できる形で，有用な能力の母集団を確保しておこうという，前提段階が今日の実情ではなかろうか。経済の発展計画と教育計画との関連は，今後の課題の一つとして残されることになりそうである。

教育制度の改革は，多くの場合完成までに非常に長時日を必要とする。1926年の Hadow 報告によって起された中等教育の改革も，40年後の今日に至ってようやく完成したと評価されている。こんどの総合制教育への改革も，また完成までに長期の期間を必要とするのではないか，という懸念が一部に出ているのである。(2) 改革の目的に適った学校の新設，設備の充実が，財源の窮乏から，順調に進みそうもないというのが最大の理由である。イギリス経済が，全般的に明るい見通しを持たない現在，教育費の全国家予算に占める比率は年々増加し，国民総生産の伸び率より高度の伸びを示しているとしても，教育費予算の大幅増は考えられない。現在でも不足がちな教育環境整備・充実のための費用は，総合制教育への切り替えという問題のため，更に窮屈なものになろうとしている。この点から，教育環境面の整備は，制度の進展に少しづつ遅れを見せてゆくであろう。つまり，目標，理念と，その実際の内容との間に，進展の度合のずれを惹き起すことを予想させる。制度の評価には，目標，理念と同時に，それが実施されている具体的内容まで対象とせねばならない。目標が，いかに社会正義あるいは能力開発に適切であっても，その内容がともなわない時は，全体として，目標は達成されていないと考えざるを得ないからである。

総合制教育の進展の度合は，Crosland 教育科学相のように，“真の意味で地域住民に総合制教育を準備したか”で測定しようとすれば，制度という形と，それがどのように具体的に生かされているかの内容とが，均衡を保って進展しているかを十分に注目せねばならないと思う。

総合制教育構想についての暫定的評価は，一応1970学年度において出されるものと思う。1967学年度からの移行措置期間を終り，本格的に推進されようとする時にあたるからである。同時に，この学年度から，義務教育年限延長が実質的に運用される時でもある。この意味で，1970年は，イギリスの教育にとって，非常に重要な年になろうと言われているのである。(3)

総合制教育は，労働党による社会主義的な発想であろうとも，その究極の目標が，社会正義の実現，即ち教育機会の拡大と均等化にあるので，本来の教育の目的に適ったものと評価してよい。しかし，制度改革は，常に将来を長期的に展望した上で考慮されねばならない。この意味から，総合制教育構想には，基本的な欠陥があったと言える。それは，個々の生徒の能力・適性を発見し，育成する方法を，制度面で確立してゆく考慮が欠けていたことである。総合制教育論議も，まず制度の目的論から入り，次いで具体的な技術論に移って行った。その中心課題は，能力量の確保にあった。たしかに，これらの論議の中で，必然的に考慮されねばならない問題があったはずである。というのは，能力・適性を新しい教育構想の原則に立って定義し直し，その発見方法，育成の方法はいかにあるべきかを，同時に考慮すべきだったからである。つまり，現代的要請に従って，確保すべき能力の質を，そしてその選別の技術的問題を，再検討すべきであったということである。これは，総合制学校内部でのコース分化の時期，その決定方法が，選抜ではなく，選別という形で再たび問題としてとりあげられる性質のものだからである。選抜ないし選別という過程が，各人の能力・適性の分化に応じて不可避のことであれば，何歳頃から，どのような方法で，何を基礎に選別を

行なうかが，今後の総合制教育発展の重要な課題となることは，必然的だからである。この選別の機能は，総合制教育のあり方にとって，本質的な問題であったと思うのである。もちろん，総合制学校内のストリーム組織の運用を，目的にあわせることで，この問題の解決は可能であるという考え方もある。しかし，これも，適性・能力の発見と育成を目的とした枠組みとしては，弱すぎるように考えられるのである。それ故にこそ，フランスにおける観察課程的(4)な組織を，総合制教育の中で制度化する必要があったのではないか。私にはそのような気がするのである。これに従って，教育課程，教育方法等のあり方が規定されてこようし，進路指導も確立してくるのだと考えられるのである。この問題は，16〜18歳年齢層の教育のあり方，大学進学者の選抜にも関連を持ってくるはずである。

単なる量的拡大は，時として質の低下を招来することがある。質の低下はすべての生徒の能力・適性を，その分化の方向にあわせて，的確にそして効率的に選別することで救いあげることができると思う。更にまた，能力の浪費も，量的拡大と質的な選別の両側面から追跡せずには，効果はあがらないと思う。大学進学者の母集団としての中等教育にあっては，量・質両面に対する考慮が必要なのである。

私は，以上にあげた問題点を，後日稿を改めて追跡してみたいと考えている。

注

(1) 国立国会図書館調査立法考査局：「調査資料60—7，フランスにおける教育改革の動向と問題」，昭和35年

(2) The Price Has to Be Paid' by Sir R. Gould, Education 15 April 1966

(3) 'The Significance of 1970'by T. H. Tunn, Education 4 February 1966

(4) 1959年のBerthoin 改革によって制度化された前期中等教育の一段階である。イギリスと同様，大学進学準備コース，学校であった lycée, collège の入学試験を廢止し，すべての小学校修了者を，中等教育の最初の2年間（11〜13歳，1964年から11〜15歳の4年間となった）観察課程 Cycle d'observation に進学させ，その期間に，個々の生徒の能力・適性を発見し，判定する。その結果に基づいて，それらに適するコース，学校を選択することを指導する，という教育を行なう課程である。